

令和5年度障害福祉サービス支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱（令和4年12月16日付け障発1216第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。）別添1に規定する障害福祉サービス施設・事業所等（県の区域（盛岡市の区域を除く。）におけるものに限る。以下「施設・事業所」という。）において、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう、予算の範囲内で、令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱（令和5年8月15日付け厚生労働省発障0814第14号厚生労働事務次官通知）、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2 補助対象事業及び補助対象経費は、令和4年4月1日以降に生じた、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の障害福祉サービスの提供では想定されないかかり増し経費のうち国実施要綱（令和4年4月1日から令和5年5月7日までに生じた経費については令和5年5月8日付け障発0508第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知による一部改正前の国実施要綱。以下同様とする。）別添1に定めるものとおりとする。

2 補助額は、国実施要綱別添1の表に掲げる対象サービス種別ごとにそれぞれ同表に定める基準額と、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除して得た額とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的の変更を伴わない内容の軽微な変更とする。

(補助金の交付の条件)

第4 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後に

においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

(3) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限)

第6 規則第19条第1項に規定する期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める期間とする。

2 規則第19条第1項第2号に定める機械及び重要な器具で知事が指定するものは、この補助事業により取得し、又は効用が増加した価格が30万円以上の機械、器具その他の財産とする。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告書)

第9 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定によ

り仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第 5 号）により知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る仕入控除税額を返還しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

- 第 10 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

（その他）

- 第 11 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 20 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 10 関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様式	提出部 数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス支援事業費補助金交付申請書 ・ 障害福祉サービス支援事業費補助金交付申請書総括表 ・ 事業所・施設別申請額一覧 ・ 事業所・施設別個票 ・ その他知事が必要と認める書類 	第 1 号 別紙様式 1 別紙様式 2 別紙様式 3	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める。
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定による書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書 ・ 交付申請の際提出した書類のうち変更のあるもの ・ その他知事が必要と認める書類 	第 2 号	1 部 1 部 1 部	別に定める。
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス支援事業費補助金請求書 ・ 障害福祉サービス支援事業費補助金実績報告書 ・ 障害福祉サービス支援事業費補助金実績報告書総括表 ・ 事業所・施設別実績額一覧 ・ 事業所・施設別個票 ・ その他知事が必要と認める書類 	第 3 号 第 4 号 別紙様式 4 別紙様式 5 別紙様式 6	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業を完了した日（規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から 30 日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで